

感染症対策シティ促進補助金

※福岡市限定

※こちらの補助金申請を行政書士に依頼した場合
報酬額(税抜)の5分の4が福岡市から補助
されます。(上限5万円)

赤坂行政書士事務所
<https://ak-office.net>

【対象者】
福岡市内に来店型の施設・店舗等
を有する中小企業・小規模事業者等
(個人事業主を含む)

【申請期間】
2021/3/10～6/30
※予算上限に達した時点で終了

【内容】
新型コロナウイルス感染症対策強化に資する工事や
物品・サービス導入に必要な経費の3分の2
(上限60万円)が補助されます。

※物品・サービス導入経費は上限20万円

【対象経費】
●換気工事
●エアコン設置
●空気清浄機
●加湿器
●サーモカメラ
●自動券売機
●システム導入
…etc

【お問合せ方法】
赤坂行政書士事務所

①公式LINE
オススメ



②Mail
hojyokin@ak-office.net

【報酬額】
66,000円(税込)

※福岡市から
48,000円がバック
されますので、実質
18,000円です。